

日本共産党の山岡光広です。日本共産党甲賀市議員団を代表して、通告に従い大きく、6点について、質問します。

質問に入る前に、チリで発生した巨大地震によって犠牲となられた方々に心からお見舞い申し上げますとともに、いつ起こるか分からない地震に対する備えの大事さを、あらためて実感しました。

さて市長は、議会開会冒頭の施政方針の中で、ドイツの経済学者・ウェーバーの講演内容を引用されました。私は、同じドイツの経済学者・哲学者でもある、カール・マルクスを少し紹介します。

マルクスといえば、いまNHKで放映され人気の「龍馬伝」。主人公の坂本龍馬が生きた幕末の時代。明治維新が1868年ですが、その前年の1867年に、『資本論第一部』を発表しました。

いまでは誰もが「資本主義」と呼びますが、その名付け親がマルクスであることはあまり知られていません。

マルクスは、資本論の中で、利潤第一主義の資本主義社会の諸矛盾を明らかにするとともに、「資本主義体制は、人間社会の永続的な形態では決してなく、次の社会の形態への移行を予定する過渡的な形態だ」と予告しました。

資本主義の時代に達成された、生産力の大きな発展は、社会の構成員である国民が「健康にして文化的な生活」を保障するだけの経済的基盤をつくりだしました。ところが現実には、格差と貧困が拡大する一方です。それは、経済力の貧しさの結果ではなく、社会が大きな経済力を持ちながら、それがつくりだす富を合理的に配分する手段をもっていない社会的な欠陥であり、政治の転換が求められています。

マルクスはまた、どんな深刻な経済危機も、自動的に社会の交代を引き起こすものではなく、「人間社会の歴史の中で、社会の変革と交代の法則が発動し、ある社会形態の寿命が尽きて、次の社会形態に交代するのは、社会を構成している人間の多数者がその意志を持って、歴史を動かす力を発揮する時だけ」と、社会発展の方向を明らかにしました。

昨年夏の総選挙では、「今の政治を変えてほしい」という願いが、戦後、長きにわたって続いた自民党政権を退場させて新しい政権を誕生させました。しかも、一票、一票の力が、政治の流れを大きく変えたという点では、歴史的にも大きな出来事だったと思います。

いま、「マルクスは生きている」という本が大きな共感をよび関心がよせられるのは、今日の社会の諸矛盾と次の時代の方向を、すでに170年も前の、日本の幕末の時代に、マルクスが解明していたからです。このことを紹介して、質問に入ります。

**まず新しい政権と新年度予算についてお伺いします。**

市長の施政方針は、こうした政治の大きな流れの変化のなかで、地方自治・地方財政がどうなるのか、という視点での説明がありませんでした。

鳩山内閣は政権発足後今日まで、高校授業料無償化や生活保護の母子加算復活など一定の前進は見られるものの、選挙公約であった後期高齢者医療制度廃止や沖繩の基地問題をめぐる迷走など、これまでの古い政治の枠組みから抜け出せないばかりか、「政治とカネ」をめぐる問題を含めて、国民の期待を裏切り、それが支持率低下にあらわれています。そこで次の7点についてお伺いします。

まず第一は、深刻な経済危機と雇用不安が依然として続く中、いま政治に求められるのは、国民のいのちと暮らしを守ること。深刻な経済を打開するためにも国民の消費購買力を高めるための施策が必要です。地方自治体の長として、新しい政権をどう評価しているのか、何を期待しているのか。お伺いするものです。

第二は、新政権の新年度予算で、「子ども手当」は大きな目玉施策です。市の新年度予算でも対前年度と比べて膨らむ大きな要因となっています。「子ども手当は全額国費で」というのが民主党の公約でしたが、新年度は、苦肉の策ともいえる児童手当との抱き合わせであり、地方負担を伴うものです。次年度以降は全額、と政府は主張していますが、その財源を所得税や住民税の扶養控除の廃止による増税に求めるのは、逆に国民に負担を負わせるものではないでしょうか。子ども手当に関してのご所見をお伺いします。

第三は、後期高齢者医療制度廃止も選挙公約でしたが、政権に就いたらこれを先延ばしする。保険料の軽減を約束していましたが、これもできていません。直ちに廃止するよう政府に働きかけるべきではないでしょうか。また保険料について、滋賀では3.2%の引き上げとなりました。市長は広域連合組合議会の議員として、この問題にどう対応されたのか、引き下げのための検討・分析・努力はされたのか、お伺いします。

第四は、障害者自立支援法については、違憲訴訟で政府と原告との和解が成立しました。国はその合意文書のなかで「障害者の尊厳を深く傷つけたことを心から反省する」と明記しました。

障害者が生きていくために不可欠な支援を「益」とみなして原則一割の自己負担を課す障害者自立支援法について、私ども日本共産党は、一貫して反対し、その問題点を追及してきました。今回、その主張の正しさが認められた意義は大きく、「障害者の尊厳回復への出発点」といつてもいいと思います。

いま、政府においては、障害者自立支援法を廃止して、総合的な福祉法制にむけて検討がされています。甲賀市は、「原則一割負担」に対して市独自の軽減策を図ってきました。今回の政府の対応についてどう考えるのか、お伺いします。

第五は、新政権が農業分野で打ち出しているのが、コメをモデルに実施する農家の個別所得補償です。ところが一方で日米FTA締結という日本農業に壊滅的打撃を与える動きもあります。これらの点について市長のご所見をお伺いするものです。

第六は、新政権がこれまでの政治の古い枠組みから抜け出せず、国民の要求にこたえようとして施策を講じて、その財源を、消費税増税や国民負担増につながることにしかならないのは、大企業優遇税制や、軍事同盟優先・軍事費は聖域とする、ふたつの聖域にメスを入れられないからです。この聖域にメスを入れることこそ、国民の暮らしを守り、経済を立て直す道と考えますが、どうでしょうか。

第七は、甲賀市の新年度予算は、厳しい経済情勢を反映して、依然として税収が確保できず、人件費削減、各種補助金の削減など、「削る」ことに力点が置かれています。施政方針で強調されたのは、休日保育と保育園での陶器食器の導入。これらは評価できますが、深刻な雇用と経済、暮らしを支えるという点からみると、この分野での重点施策がありません。予算のなかにどう生かされたのか、市政のあり方ともかかわる問題ですので、市長のご所見をお伺いします。

次に滞納問題の解決と行政サービスの制限について、お伺いします。

個人・法人住民税をはじめ、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を含めて、税の滞納問題の解決は、甲賀市の財政確立にとつて、喫緊の課題である、という認識は共通しています。市も平成20年度から23年度を目標値に、「甲賀市税・料金等滞納対策強化三カ年計画」をたて、各種滞納者の名寄せや、市長自ら徴収対応されることを含めて、市として滞納問題の解決と収納対策に努力を重ね、それが一定の成果をおさめていることも理解していますが、今議会に提案されています、行政サービスの制限に関する条例制定は、私どもがこの間、予算・決算の審議の際に示してきた滞納問題の解決の方向とは、全く違うもので、滞納の根本的解決にならないどころか、むしろ憲法第25条で規定している、生存権の侵害にもあたるものではないかと考えます。

そこで、あらためて滞納の実態とその背景について考えてみたいと思います。甲賀市は、合併して丸5年が経過しました。

旧5町から引き継いだ、住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税の総額は、13億2334万9371円。その後、滞納額は増え、20年度決算では、先ほどの4税の合計は、16億6473万3868円となっています。

さらに、小泉構造改革以降、貧困と格差が一層拡大し、経済情勢の悪化が、中小企業・業者の倒産・縮小、正規・非正規を問わず労働者の雇用不安と低賃金、さらに価格下落による農業経営の悪化など、市民生活のあらゆる分野で、生活が行き詰まり、払いたくても払えない、という事態を生みだしています。

さらに国の三位一体による税制改正で、所得税から住民税へ3兆円の税源移譲が行われ、住民税の税率が一律10%になったことも、滞納を膨らませる要因となっています。

また、各種控除や老年者への非課税措置の廃止、定率減税の廃止などが、特にこれまで課税対象ではなかった低所得者や年金生活者などに、重い負担増となり、深刻な事態を招いています。

この三位一体改革は、地方交付税の削減に見られるように、地方自治体の財政をより困難にし、行政水準を維持できなくなってきました。これに追い打ちをかけてきたのが、財政健全化法です。

地方自治体の大事な役割である「住民福祉の増進」という存在意義よりも、自主財源の中心である地方税の課税及び徴収に対して、如何に、効率的に多額の税収を確保するのか、ということに、重点が置かれた行政運営を迫られているのが、いまの地方自治体の実態ではないかと思えます。

地方税法では、いかに租税といえども、滞納処分の執行によって、滞納者の生活を著しく窮迫させてはならない、と規定しており、地方税法第15条の7、第1項各号の要件を充足する事実があれば、地方団体の長は滞納処分の停止をしなければなりません。仮に、要件を満たしているにもかかわらず、安易に『滞納整理機構』などに取り立てを依頼することは、地方団体の長の不作為、つまり怠慢として、違法行為に該当します。

甲賀市の場合、滞納による差押え件数を調べてみましたら、平成17年度14件であったものが、18年93件、19年329件、20年453件、そして今年度は12月末現在の数字でも、427件、差押え額は、2億5200万円余となっています。

税収の確保は当然ですし、税の公平性の確保も当然ですが、行き過ぎた徴税攻勢は、問題です。今回のように、そのことによって、行政サービスを停止・制限することを条例化することは、重大な問題だと考えます。

事実、私どもに寄せられる相談や情報の中にも、強権的な徴税に対する批判の声があがっています。

例えば、

■病院通いで税が払えず分納していたけれどそれも払えない事態に、するといきなり、妻の年金が差し押さえられた。水口在住の方です。

■商売が行き詰まり、廃業。税も滞納。分納誓約をし、8月から12月まで納付しましたが、1月分が未納になったら、いきなり仕事場兼自宅の土地・建物が差し押さえられた。土山の方です。

■夫の会社が倒産で、以降税が滞納に。毎月ギリギリの生活をしているので税金は払わないといけないと思っていたが、市から来られた人に「払わなかった、家を差し押さえる」といわれて、びっくり。どうしたらいいのか。甲賀の方です。

時間がありませんので、多くを紹介できませんが、滞納に対する対応が、徴収一辺倒になって、分納など納税猶予の具体的対応ができていないのが実態ではないでしょうか。これはあらためるべきだと考えます。

そこで、次の5点について、お伺いします。

まず第一は、「新たな滞納をうみ出さないために全力を尽くす」と繰り返し返されてきましたが、先ほど説明しましたようにこの間、滞納額は膨らむ一方です。なぜ滞納が生まれるのか、増えるのか、と分析・認識しているのか、お伺いします。

第二は、平成20年度から22年度まで「甲賀市税・料金等滞納対策強化3カ年計画」が取り組まれているが、「実績」をあげんがために強権的な徴税が行われており、市民から批判の声があがっています。「滞納債権対策課」で受けている相談件数はどれだけか。現状ではカウンターでの相談であり、プライバシーが守られていません。親切丁寧な相談に応じるためには、「相談室」を設けるなどの対応が必要ではないでしょうか。また税の滞納解決のためには、多重債務などの解決も同時に必要ではないでしょうか、この点では消費者相談員だけでなく、税に関する担当課職員のきめ細やかな対応が必要ではないかと考えます。「まず差押えありき」のような滞納処分は行わないこと、「納税者の保護」を厳格に守る必要があると考えるがどうか、お伺いします。

第三は、税の滞納解決は当然ですが、滞納していることを理由に、行政サービスを制限するのは、生存権の侵害につながるのではないのでしょうか。納税できない状況を考えれば、むしろ減免・徴収猶予・分納などの措置を講じることなど「納税緩和措置」が必要ではないのでしょうか。

滞納を一律にみて、行政サービスを制限するのは撤回すべきと考えますが、どうでしょうか。

第四は、憲法には「応能負担の原則」がしめされています。現在の税は、この原則が貫かれていると認識しておられるのかどうか。そもそも地方税は一般的な目的税ではありません。提供されるサービスと一対一の関係ではないのに、特定のサービスを決めて、その提供を停止・制限することに、合理性はありません。法的な問題点はないのでしょうか。

第五は、格差と貧困がますます広がるなかで市民の生活は大変です。さきの議案審議でも、「税の不公平をなくす」「納税意識を高める」ためと強調されますが、こうしたやり方が、市長のいう「愛のある甲賀市」、「愛のある行政」のやるべき仕事なのでしょうか。いかに租税といえども、滞納処分の執行によって、滞納者の生活を著しく窮迫させてはなりません。市長のご所見をお伺いするものです。

次に、同和行政終結に向けた課題について、お伺いします。

33年間に及ぶ特別措置法が2002年に終了して、丸7年が経過していますが、いまなお、地方自治体では特別施策として継続されています。差別を真になくしていくためにも、一日も早く終結すること。必要な施策があれば、一般施策として対応することが求められており、その実効を繰り返し求めてきたところです。

新年度予算のなかで具体化したのは何か。固定資産の減免については、先の予算質疑の中で、「廃止にむけて段階的にでも減らしていく考え」という、従来の答弁を繰り返すだけでしたが、全廃しなかったのはなぜか。平成20年12月議会で、財務部長は「団体側に縮小なり廃止を含めて協議にあたりたい」と答弁されていますが、今回の対応は、団体との協議の結果なのかどうか。その他の特別施策、同和・人権に関わる施策の現況についてもお応え願いたいと思います。

もう一点は、「同和地区住民」であることを認定する、自立支援委員会についてのです。私は、これこそ差別を温存するものではないか、直ちに廃止すべき、との立場から、内部資料も示して、何度も指摘してきました。昨年6月議会では、「市は一切関係していない」と副市長は強調され、「今後も、市として自立支援委員会の運営に関与すべきではない」と述べられましたが、実際には「認定」にかかわっているのではないか、直ちにやめるべきと考えますがどうでしょうか。

副市長はまた、特別施策の対象地域について、「法律上、同和地域と規定するものは現在ございません」と述べられました。その通りです。ところが実際は、この『認定』を条件に、その対象者に特別施策を講じているわけです。市は、事実上「認定」を認めているではありませんか。また教育集会所や地域総合センターなどの嘱託職員の採用にあたって、自立支援委員会の「推薦」を優先しているのではないか。現在の嘱託職員数と、うち推薦の人数を明らかにしていただきたい。

最後に、「自立」というのなら、市が事務局を担うのではなく、同和・人権事業促進協議会の事務局も含めて、当該団体に移すべきではないでしょうか。この点についても「事務局について当該委員会が持たれるように、提案をしておく予定をしている」と、副市長はこれまで答弁されていますが、具体的検討はどこまですすんでいるのか、お伺いします。

次に、介護保険の要介護認定と訪問介護サービスについて、お伺いします。

昨年4月に大幅に改定された介護保険の要介護認定制度について、私は6月議会で、これまでと比べて軽度に判定される問題点を、具体例を示して指摘しました。政府もその事実を認め、わずか6ヶ月で、見直しました。

厚生労働省が示した全国的なデータによると、4月から5月までは、介護サービスが受けられない「非該当」とされた人が2.3%いましたが、見直し後の10月から11月までは1.1%に減少、「要支援」も17.7%から16.1%に減少するなど、制度改悪による影響が、一定是正されたことが伺えます。

しかし、制度改悪前の3年間でみると、「非該当」が3.3%から4.0%に増えるなど、全体としては、やはり軽度に判定されるケースが多いのが実態です。

甲賀市における実態はどうか。4月から9月までと、10月以降に変化があるのか、その実態について明らかにするとともに、それをどう分析されているのかお伺いします。

もう一点は、訪問介護サービスにおける「生活援助」についてです。掃除や洗濯、調理などの家事を支援する「生活援助」について、同居家族がいるというだけの理由で一律に利用を禁止しないよう対応することが大事。これは厚生労働省からも再三「通知」が出ているわけです。そのことを現場に徹底されているでしょうか。

この2点について、健康福祉部長にお伺いします。



次に、地上デジタルの新たな難視対策と地域情報基盤整備について、お伺いします。

2011年7月24日の地デジ全面移行まで、あと500日余と迫りました。アナログ波停止の認知度は、約9割ありますが、地デジ対応のテレビ普及世帯は、7割を超えたところ、といわれています。全面移行の時点で、完全にカバーできるか、といえば非常に困難である、というのが実感です。そこで、新たな難視対策に絞って、質問します。

特に、アナログテレビは映るのに、地デジは映らない、という地域にとっては深刻です。昨年3月議会には、甲南町上馬杉地域の人たちから、その改善を求める請願が出され、「みなし採択」されました。その後も、地元から強い要請に応え、何とかしなければならぬ、という思いで、私は、さる2月10日に、湖南地域の日本共産党議員団として上京し、総務省の担当者に直接、改善を求めました。また26日にはわが党の穀田恵二衆院議員が、衆院予算委員会で、甲賀市の事例も紹介しながら、政府に改善を急ぐよう求めたところです。しかし、このなかでも、全国5万6千ヶ所、6百万世帯といわれる、受信障害対策共聴施設のうち、改修実施率は、25.8%にとどまっていることが明らかになりました。

そこで、企画部長に、お伺いします。

まず第一は、市が調査・認識している「新たな難視区域」は、どこか。それは当該自治会や住民に周知されているのかどうかお伺いします。

第二は、先の政府交渉でも、総務省は「デジサポで受信状況を調査し、受信不可の地域は、難視区域に指定し、公表している」と回答されましたが、現在、市内で、指定している地域はどこか、市の調査と食い違いがあるのかどうか。

第三は、総務省は、「難視区域」を指定し、「改善策を示す」と回答しましたが、公表されている資料をみると、ほとんどが『検討中』です。いつまでに検討し、具体的提起がされるのか。

第四は、集落の中でも、点在する難視地域に対しては、政府の特別施策が必要ではないでしょうか。市からも強く働きかけをすべきと考えますが、以上4点についてお伺いします。

この項の大きな2点目は、地域情報基盤整備です。

先の予算質疑や前段の代表質問では、市内3事業所による基盤整備を前提に検討する旨の回答でしたが、この問題については、議会としても、繰り返し検討を重ねてきました。

市内3事業所については、資金繰りなどの点で見通しがたたず、困難という判断でしたが、これらの問題は解決したのでしょうか。大手事業者も視野に入れて…と、議会特別委員会の提案もありましたが、その検討はされたのか、今後の方向性について明らかにしていただきたいと思えます。

最後に、希望ヶ丘本町の土地問題についてお伺いします。

甲南の希望ヶ丘は、昭和46年頃から開発分譲され、いま約2000世帯が居住する広大な新興住宅地となっています。旧町からの懸案であった、上下水道は、一昨年12月末に、市に引き継がれ、ホッとひと安心というところですが、今度は、実際の土地面積と登記上の面積とに違いがあるということが明らかになり、問題となっています。

いわゆる希望ヶ丘と希望ヶ丘本町とは、開発手法が違います。希望ヶ丘地域は、個人施行の土地区画整理手法による宅地造成であり、先に造成された希望ヶ丘本町地域は、分筆手法による民間宅地造成です。

いま、問題となっているのは、本町地域です。

問題点をわかりやすくするために、ここに模型を持つてきました。

本町5丁目付近です。例えば、本町5丁目の857の370番地は、登記簿上の面積が、262.97平方mとなっているのに、道路敷からこの擁壁までの面積を実際に測量すると、194.39平方m。68.58平方m少ないわけです。登記簿上の面積を模型で仮に示すとこうなるわけです。

つまり、この擁壁より下段のところまで食い込んでいることは明らかです。しかし、そこには境界を示す杭がありません。しかも調べてみたら、そこには里道もあります。しかし、その里道もどれだけの幅でどれだけの長さなのか、明確ではありません。また、土地登記簿上は、開発業者名義の土地もあります。

そこで、3点について、お伺いします。

まず第一は、開発・分譲した企業に責任があるのは当然ですが、市はこうした現状を認識されているのかどうか、お伺いします。

第二は、なぜ、こうした事態が生じたと考えられるのか。

第三は、境界を確定しようとするれば、市管理の里道も関係してきます。それだけに、市としても積極的にこの問題解決のために対応すべきではないでしょうか。

登記上の地図に表示された土地の位置や形状が現実と異なり、所有権が不明

となっている「地図混乱地域」が全国に700ヶ所もある、と新聞で報道されていますが、そのなかのひとつ、大津市和邇浜の住吉台団地では、住民と行政が一体となった取り組みが進められています。市としてもこうした事例に学び、住民とも協力して、解決に臨むべきと考えますが、これらの点について関係部長にお伺いします。